

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月19日

【会社名】 クラウドバンク株式会社

【英訳名】 CrowdBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大前 和徳

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目4番4号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 日本クラウド証券株式会社
取締役兼業務管理ディビジョンディレクター
三浦 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目4番4号

【電話番号】 03-6447-0011

【事務連絡者氏名】 日本クラウド証券株式会社
取締役兼業務管理ディビジョンディレクター
三浦 健一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

株式	191,387,055円	(注) 1
新株予約権証券	210,350,000円	(注) 2
(第1回新株予約権)		
	0円	(注) 3
	120,350,000円	(注) 4
(第2回新株予約権)		
	0円	(注) 3
	90,000,000円	(注) 4

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書の対象となる株式の数及びこれに対応した募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、日本クラウド証券株式会社の直前期末である平成26年3月31日現在の株主資本の額を基礎に算定した額を記載しております。

2 本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、日本クラウド証券株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して、日本クラウド証券株式会社の新株予約権の代わりに、その保有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。

3 新株予約権の発行価額の総額です。

4 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

株式移転により当社の完全子会社となる日本クラウド証券株式会社が、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内用等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟提起)に基づく臨時報告書を提出いたしましたので、平成26年8月26日付で提出した有価証券届出書、平成26年9月1日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成26年9月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載にこれを反映するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

3 【訂正内容】

訂正箇所は、下線 を付して表示しております。

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

< 訂正前 >

日本クラウド証券が の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年8月26日)までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査証明を行う監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成26年7月4日関東財務局長に提出。
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書
平成26年8月26日関東財務局長に提出。

< 訂正後 >

日本クラウド証券が の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年9月19日)までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査証明を行う監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成26年7月4日関東財務局長に提出。
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書
平成26年8月26日関東財務局長に提出。
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)の規定に基づく臨時報告書
平成26年9月19日関東財務局長に提出。